

# 木造住宅の 耐震診断費・耐震改修費の 助成について

(令和3年4月改訂版)

柏 市

# 柏市木造住宅耐震診断費助成の概要

地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が、所有する木造住宅の耐震診断を行う際、その診断費用の一部を柏市が助成します。

なお、本助成を受けるには、耐震診断を行う前に、柏市に補助金交付申請をする必要があります。診断後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

## ■ 対象となる木造住宅

木造住宅で、次のすべてに該当するものが対象となります。

- ア 柏市内に現に存する建築物であること。
- イ 柱、はり等の主要な構造部が木材※1であること。
- ウ 在来工法（土台、柱、はりなどを用いて組み立てられる工法）により建築されたものであること。
- エ 平成12年5月31日以前に着工された建築物※2であること。
- オ 一戸建ての住宅または併用住宅であること。
- カ 併用住宅の場合、延べ面積に対し、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が2分の1を超えること。
- キ 地上階数が2以下※1であること。

※1 混構造（平面的・立面的とも）、スキップフロアは対象外です。

※2 平成12年6月1日以降に増築が行われた建築物で、増築部分とそれ以外の部分が一体となっているもの（同一棟増築）は対象外です。

## ■ 補助対象者（申請者）

上記の木造住宅を所有する方で、柏市木造住宅耐震診断士による耐震診断を行う方を対象とします。なお、共有者がいる場合はその方の委任（委任状）が必要です。

## ■ 耐震診断の内容

『木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）』（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）による一般診断または精密診断を行ってください。

一般診断…目視や設計図書などを元に診断を行い、耐震補強の必要性の有無を判定します。

精密診断…壁などの内部を確認するため、仕上げ材の一部をはがしたり、穴を開けたりする場合があります。一般診断よりも正確な判定ができますが、費用が高くなります。

## ■ 柏市木造住宅耐震診断士

補助金交付の対象となる耐震診断は、「柏市木造住宅耐震診断士名簿」に登録されている柏市木造住宅耐震診断士が行うものに限ります。申請される際は、その名簿から耐震診断士をお選びください。なお、名簿は柏市のホームページまたは柏市都市部建築指導課の窓口でご覧いただけます。

## ■ 補助金の額

耐震診断に要する費用の3分の2（限度額40,000円）

ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。

## ■ 受付件数

25件

## ■ 受付期間

令和3年5月6日（木曜日）～令和3年12月27日（月曜日）

## ■ 手続きの流れ

ページ3の「手続きの流れ」をご覧ください。なお、詳しい内容については建築指導課にお問い合わせください。

様式は、名称に「耐震診断」とあるものをお使いください。耐震改修費助成事業の様式とお間違えのないようご注意ください。

本制度の内容は、柏市ホームページ（建築指導課のページ）でもご覧いただけます。是非、ご活用ください。

## ■ ご注意ください

申請内容に疑義が生じた場合、本補助金を交付できないことがあります。あらかじめご了承の上、予算や方針を固めていただきますようお願いいたします。

<お問い合わせ>

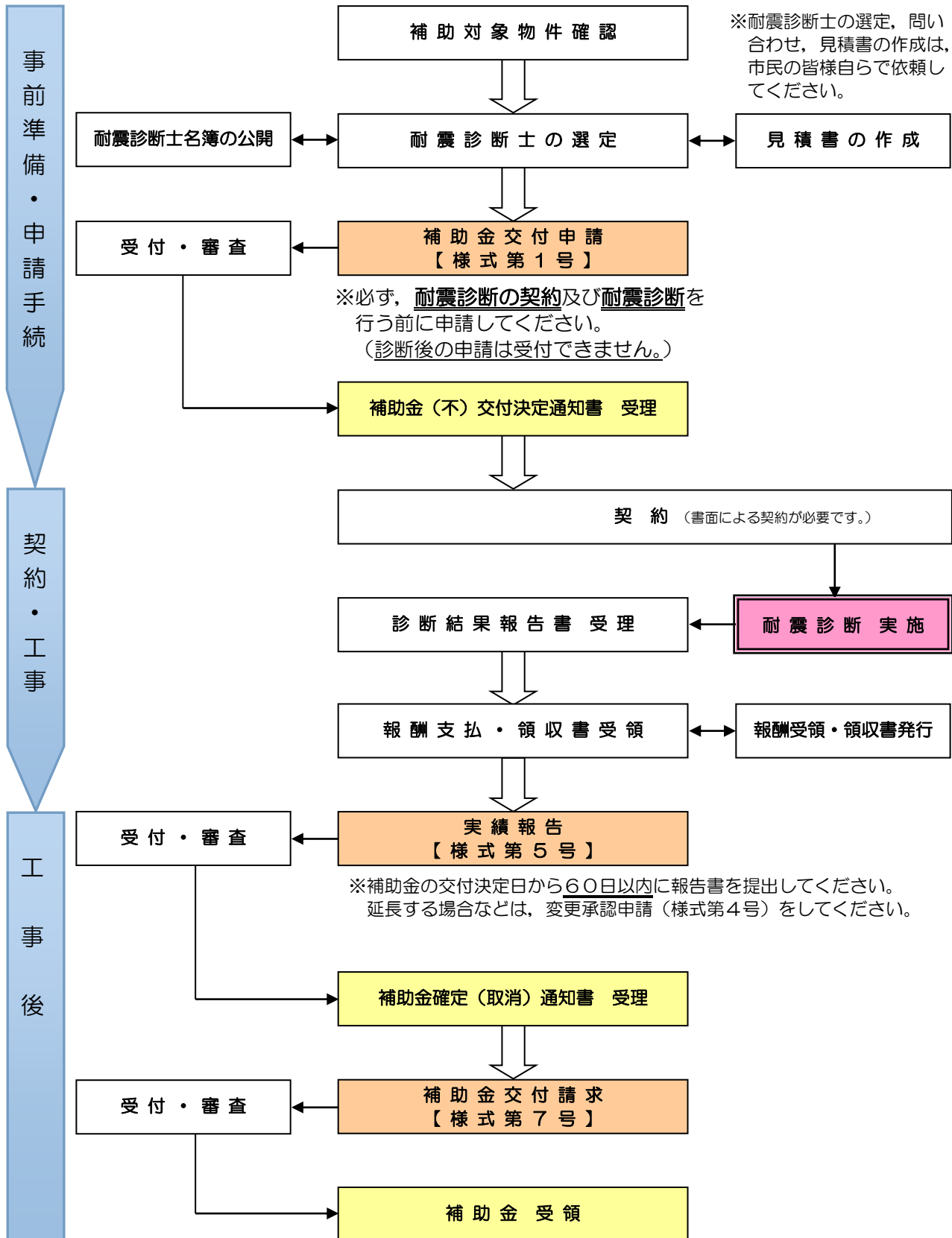
柏市都市部建築指導課（分庁舎2）  
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号  
電話 04-7167-1145  
FAX 04-7167-7668

■ 手続の流れ（耐震診断）

< 建築指導課 >

< 市民の皆様 >

< 木造住宅耐震診断士 >



# 柏市木造住宅耐震改修費助成の概要

地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が、所有する木造住宅の耐震改修を行う際、その改修費用の一部を柏市が助成します。

なお、本助成を受けるには、柏市との事前協議が必要になります。また、耐震改修工事に着工する前に、柏市に補助金交付申請をする必要があります。工事着工後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

## ■ 対象となる木造住宅

木造住宅で、次のすべてに該当するものが対象となります。

- ア 市内に現に存する建築物であること。
- イ 柱、はり等の主要な構造部が木材※3であること。
- ウ 在来工法（土台、柱、はりなどを用いて組み立てられる工法）により建築されたものであること。
- エ 平成12年5月31日以前に着工された建築物※4であること。
- オ 一戸建ての住宅または併用住宅であること。
- カ 併用住宅の場合、延べ面積に対し、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が2分の1を超えること。
- キ 地上階数が2以下※3であること。
- ク 建築基準法の集団規定※5に違反していないこと。
- ケ 耐震診断※6の結果、上部構造評点※7が1.0未満の住宅であること。

※3 混構造（平面的・立面的とも）、スキップフロアは対象外です。

※4 平成12年6月1日以降に増築が行われた建築物で、増築部分とそれ以外の部分が一体となっているもの（同一棟増築）は対象外です。

※5 敷地の接道義務や、用途、容積率、建ぺい率、高さ等の制限のことをいいます。

※6 耐震診断は、『木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）』（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）により行う一般診断または精密診断で、柏市木造住宅耐震診断士または一般財団法人日本建築防災協会（旧・財団法人日本建築防災協会）が主催する木造耐震診断資格者講習（旧・木造住宅の耐震診断と補強方法の講習会）の課程を修了している者、もしくは千葉県既存建築物耐震診断・改修の講習会の課程を修了している者により行われたものに限りです。

※7 上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つであり、以下のよう  
に判定されます。

上部構造評点	判定
1.0以上～1.5未満／1.5以上	一応倒壊しない／倒壊しない
0.7以上～1.0未満／0.7未満	倒壊する可能性がある／倒壊する可能性が高い

## ■ 補助対象者（申請者）

ページ4の要件に合う木造住宅を所有する方で、次のすべてに該当する方を対象とします。

- ア 市税を滞納していないこと。
- イ すでに耐震改修補助金の交付を受けていないこと。
- ウ 共有している場合は、共有者もすでに耐震改修補助金の交付を受けていないこと。
- エ 共有している場合は、共有者の委任を受けていること（委任状が必要）。
- オ 改修後5年間は所有する予定であること。

※

## ■ 耐震改修工事の内容

上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅を1.0以上にするための耐震改修工事※9を行ってください。

- ※9 補助金交付の対象は、耐震性能の向上を目的とした改修工事のみです。リフォーム工事などを同時に行う場合は、経費を分けてください。また、工事の内容によっては補助金交付の対象とできない場合があります。詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。

## ■ 設計者、工事監理者および施工者

- 設計者および工事監理者  
柏市木造住宅耐震診断士に限ります。
- 施工者  
次のいずれかに依頼してください。
  - ア 柏市内に本店、支店または営業所を開設している者で、建設業法による許可を受けているもの
  - イ 「柏市簡易修繕（営繕）受注資格者登録簿」に載っているもの

## ■ 助成対象となる耐震改修費

耐震改修に要する費用で、設計費・工事監理費・工事費が対象です。なお、補助金の交付を受けるためには、設計・工事監理・工事をすべて行う必要があります。1つでも欠けると補助金は交付できませんのでご注意ください。

## ■ 補助金の額

耐震改修設計費の3分の1（限度額10万円）  
耐震改修工事監理費および耐震改修工事費の合計額の3分の1（限度額50万円）

ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。

## ■ 受付件数

10件

## ■ 受付期間

令和3年6月1日（火曜日）～令和3年11月30日（火曜日）

## ■ 手続きの流れ

ページ7の「手続きの流れ」をご覧ください。なお、詳しい内容については建築指導課にお問い合わせください。

様式は、名称に「耐震改修」とあるものをお使いください。耐震診断費助成事業の様式とお間違えのないようご注意ください。

本制度の内容は、柏市ホームページ（建築指導課のページ）でもご覧いただけます。是非、ご活用ください。

## ■ 所得税の控除

居住の用に供する家屋について一定の耐震改修工事を行った場合、その年の所得税額から耐震改修に要した費用の一部が控除されます。

詳しくは、税務署にお問い合わせください。

※昭和56年5月31日以前に住宅された住宅が対象となります。

柏税務署

〒277-8522 柏市あけぼの二丁目1番30号

電話 04-7146-2321

## ■ 固定資産税の減額

耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。ただし、補助金を受けて耐震改修工事を行った方が自ら地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書を資産税課に提出する必要があります。

詳しくは、財政部資産税課にお問い合わせください。

※昭和57年1月1日以前に所在するものが対象となります。

柏市財政部資産税課

電話 04-7167-1125

## ■ ご注意ください

申請内容に疑義が生じた場合、本補助金を交付できないことがあります。あらかじめご了承の上、予算や方針を固めていただきますようお願いいたします。

<お問い合わせ>

柏市都市部建築指導課（分庁舎2）

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1145

FAX 04-7167-7668

## ■ 手続の流れ（耐震改修）

< 建築指導課 >

< 市民の皆様 >

< 木造住宅耐震診断士 >  
< 工事施工者 >

